

クールル司教テツロの寄進文書

杉浦武仁

はじめに

クールル司教テツロが七六五年に作成したとされる寄進文書は、問題の多い史料として知られている。テツロは、ディゼンテイス修道院に豊富な財産を寄進した。このことを伝える文書の内容は、メロヴィング朝末期およびカロリング朝初期における司教の所領支配の態様、あるいはより広くこの時代の国制史像を解き明かすための重要な史料証言のように思われる。しかし研究者の目は一様にして慎重である。あるいは積極的ではないというべきか。たしかにクールル司教区は、フランク王国の統治範囲の最辺境地域に位置していた。それゆえに、王国の対外政策を考察する場合をのぞいては、研究対象としての重要性は減じられてしまう

のかもしれない。しかし、テツロの寄進文書に対する研究者の慎重な態度はこれに起因するものではない。問題は史料それ自体にある。すなわち文書構成が特殊なのである。

現在我々が目にするのできるテツロの寄進文書は、十七から十八世紀に作成された三点の写本においてである¹。ただしこれらの写本はいずれも、七六五年のオリジナル文書を底本とするものではない²。それゆえにまずその信憑性が疑われることになるが、今のところ偽文書説は否定されている³。問題は文書構成にある。現存写本は、単一のテキストがオリジナルそのままのかたちで由来したものである⁴、というのが目下のところ研究者の一致した見解である。すなわち、複数のテキストの組み合わせ、あるいは後代の文言付加が想定されているのである。

本稿では、テッロの寄進文書がそれ自体に内在させている文書構成の問題をめぐって、先行の研究成果を把握し、そのうえでこの文書が史料としていかなる可能性を持つものかを示したい。第一章と第二章では、それぞれシュトライヒャーらの二元性説とマルターラーの文言付加説を紹介する。古典学説とはいえ、両見解を上回る説得的な研究成果は今なお登場していない。ゆえにそれぞれの章に当って、両見解の論点を詳しく紹介することは十分に意味がある。第三章においては、二元性説と文言付加説以降の議論をまとめ、いくつかの問題点を指摘したい。

第一章 二元性説

シュトライヒャーは一九三七年に発表した論文において、テッロの寄進文書が三元的な構成をなしていると主張した。¹⁾ 文書構成をめぐる議論はここから出発したといつてよい。シュトライヒャーによれば、現在の寄進文書は、テッロの手によるもの以外にもうひとつ別の文書、すなわちテッロの父ウイクトルのテキストが含まれている。この見解はほどなく支持を得た。一九三九年にミュラーがテッ

ロの寄進文書に関する研究成果を公にし、二元性説に賛同したのである。

本章ではまずシュトライヒャーの立論を、文書中のアレング(前文)、デイスボシテリオ(措置部)、サンクテリオ(警告部)、エスカトコル(終末部)に照らしてみよう。そのあと二元性説を補強したミュラーの説を概観することにした。

文書はインウオカティオ(「聖なる三位一体の名において」)から始まり、続くアレングにおいては寄進の動機が語られている。そこにはアレング特有の修辭句「non meis meritis, sed sua clementia」²⁾「私の善行ではなく、主の恩恵で」が記されるのであるが、奇妙なことには、この文言のすぐあとに再び類似の表現「non meis meritis ullis, sed sua immensa pietate」³⁾「私の善行ではなく、比類のない主の慈悲の心で」が登場してくるのである。同じような文言のくり返しはこれ以外に三例確かめられる。ここで、文言の反復は一体何を意味するのか、とシュトライヒャーは問うのである。⁴⁾

彼の説がより明確に提示されるのは、アレングに続くデイスボシテリオについてである。⁵⁾ ここでは寄進財産の

列挙で大部分が占められる。文書の二元的構成を浮き彫りにしようとする試みとは別に、この部分は形式上三つのグループに分けることができよう。最初のグループにおいては、四つの所領（セカニオ、イリアンデ、ブレゲロ、セラウノ）にそれぞれ含まれる寄進財産が以下の順序で記されている。まずクルティス、*curtis* と呼ばれる領主館と、それに付属する貯蔵庫、厩、納屋、果樹園などの従物である⁽¹⁰⁾。そして、クルティスの周囲には耕地および牧草地が逐一列挙される。例えばセカニオに位置するブリウと呼ばれる耕地については *Item in territoris agrum ad Buliu modiales sexaginta quinque confinente ad ipsam curtem, alia parte ad sanctum Columbanum*⁽¹¹⁾ 「領地にある六五モディアールのブリウの耕地を、それはかのクルティスと、聖コルムバヌス教会に隣接している」のように、地片の位置と面積が分かるようになっていた。こうした記述が続いたあと、所領内に居住する従属農民の名が、コロヌス、*colonus*、ヤスベキウス、*specius*、などの身分名称を伴って登場する⁽¹²⁾。かかる記載の手順が、四つの所領に共通して見られるのである。これに対して二番目のグループは、七所領における領主館、耕地、牧草地などを明記している

が、ここでは地片の位置や面積は示されず、従属農民も登場してこない。最初のグループと比較して大幅な簡略化がその特徴である⁽¹³⁾。最後のグループは、十六名の従者たち、*fideles nostri* に地片などが分配され、かつそれが修道院に寄進される旨が伝えられる⁽¹⁴⁾。

シュトライヒャーはかかる三つのグループにとらわれることなく、それぞれの物件に寄進者の存在が明示される場合と、そうでない場合があると指摘する。例えば、*curtis mea*⁽¹⁵⁾ 「私のクルティス」や *post obitum nostrum donamus*⁽¹⁶⁾ 「余の死後、余は譲渡する」といった表現で寄進者の存在が明示される一方、*Haec omnia sint data ad supradictam ecclesiam*⁽¹⁷⁾ 「これらの全ては上述の教会（ディゼンティス修道院）に譲渡されるべきである」では寄進者の存在は示されない。またとくに最初のグループでみられることだが、地片の列挙は、前述のブリウの耕地でみたように「〜と〜に隣接している」という位置表示が一貫してなされている。ここには寄進がおこなわれる以前に、それぞれの地片がどこに帰属していたのか、つまり所有者が明記されていない。これに対して位置表示のない箇所では、所有者の存在が明かされている⁽¹⁸⁾。シュトライヒャーはこれらの特徴から、二

元的構成を主張するのである。具体的には、おおむね最初のグループがウィクトル、残りのふたつがテッコのテキストとして捉えられる。⁽²⁰⁾

サンクティオについては一例だけ示しておこう。"sana mente et sospite corde"「健やかなる精神と純粋な心で」と"prompta voluntate et devota mente"「自由な意志と敬虔なる心で」というように、アレンガの場合と同じくこでも文言の反復がみられるのである。⁽²¹⁾

最後にエスカトコルについてであるが、ここではテッコを除く合計十二名の証人が下署を施している。⁽²²⁾この地域の世俗法であるローマ・クール法によれば、遺言状の作成に際しては五ないし七人の署名によつてその効力が認められた。⁽²³⁾シュトライヒャーはこのことに着目し、証人を五十七名であるとし、ここでも二つのテキストの存在を指摘するのである。⁽²⁴⁾これについてはミューラーの見解も紹介しておこう。証人の名前にはそれぞれ役職名が付されており、それらを順番に見ていくと、プレスビテル "presbyter" 一名、ユーデクス "iudex" 一名、クリアーレス "curiales" 三名、ミリテス "miles" 二名、続けてクリアーレス二名、ミリテス三名となる。クリアーレスとミリテスがあえてくり返

されるのは何ゆえか。いかにも奇妙なことではないか。そこでミューラーは、十二名の証人を、最初の七名がテッコの、あとの五名がウィクトルのテキストに属するものと考えた。⁽²⁵⁾一般に聖職者を示すプレスビテルはプラエセス "praeses" (世俗官職) を冠していたウィクトルの文書ではなく、司教テッコの文書にこそ署名したはずである、というのが最初の七名をテッコのテキストとする理由である。⁽²⁶⁾

以上のようにシュトライヒャーは、ウィクトルとテッコが作成したそれぞれのテキストの存在を想定した。さらに、これらのテキストがいかんにして現存写本のようなひとつの文書へと終着していったかについて次のように説明する。まずウィクトルが生前におこなおうとした寄進 "cessio inter vivos" のテキストがあった。テッコはこれに自らの死後なされるべき寄進 "donatio post obitum" の意図を書き足したのである。すなわち、七六五年にひとつのテキストとしての寄進文書ができあがった。⁽²⁷⁾しかしながら、シュトライヒャーの説は不十分な印象を否めない。というのもウィクトルのテキストの存在は想定されこそすれ、具体性に欠けるのである。この点ミューラーの説は、同じく二元性説を唱えながらも、立論の説得性においてはシュトライ

ヒヤーを上回っている。彼は、ウィクトルとテッコのテキストは、七六五年の時点でそれぞれ存在していたと考える。すなわち、七六五年には単一の文書は成立しておらず、それは九・十世紀を待たなくてはならないとする。⁽⁴⁶⁾このように文書の生成については、ミューラーはシュトライヒヤーの見解を否定するのだが、ここではウィクトルのテキストの実在がいかに証明されるのかをみてみよう。

ミューラーは、デイス・ポシテイオとサンクテイオのなかから次の文言に着目した。まずデイス・ポシテイオである。

"Hoc est terra vel haereditas patris mei Victoris viri
illustris praesidis quaecumque acquisivit per singula
strumenta de quocumque ingenio conquistata ac
nihil dominus per suam largitatem dare dignatus
est"⁽⁴⁷⁾

「これは貴顕の土でプラエセスである私の父ウィクトルの所領あるいは相続財産であり、これらはずべて彼が個々の権原によって獲得したものであり、もしくは何らかの方法で集められたものであり、主が私に仁慈の心により与えたもつたものである。」

この一文によれば、テッコが寄進しようとした財産は父ウィクトルから譲られたものであった。もちろんこの部分だけでは、ウィクトルにも寄進の意図があったかどうかはわからない。そこでサンクテイオに着目しよう。

"contra hoc factum nostrum aut genitoris mei quod
ipse praecepit, ut ita fieret mandatum, ut haec
conscriptio proprietatis facultatum nostrarum
fieret, tam de compactione quam de proprietate
de quacumque tractu vel conquesto ad nos nosse
pervenisse."⁽⁴⁸⁾

「余のこうした行わないし余の父の指示、すなわちかくのごとく（寄進が）実行されるように、契約を通じてもしくは何らかの取り決めや売買によつてもたらされた我が所領の証書（conscriptio）に記された事柄が遂行されるようにと命じたことに對して」

この文言からは、ウィクトルもまた寄進をおこなおうとしていたことが判然とするのである。さらにウィクトルが

作成したであろう証書、*conscriptio*、の存在も重要である。この証書は、ウイクトルの寄進文書ではなかったか。ウイクトルは確固として寄進の意図を持っており、それをやはり書き残していた。それをもとにして、テッロは自らの寄進文書を作成したのではなかったか。

さらにサンクティオには次のようにも記されている。

“Hoc stabilimentum redemptionis peccatorum nostrorum statimus habere et consortio sanctorum obfirmari, quod ego indignus sane mente et sospite corde, me vivente patris mei praecepta, mea desideria curavi adimplere, ut pro me et pro omnibus parentum meorum, qui superius conscripti sunt, ab altissimo iudice mereamur veniam de peccatis promereri.”⁽²³⁾

「余は、余の罪から救われるための保証を有し、聖人たちがつなぎとめられることを信じている。そこで不肖の私は、健やかなる精神と純粹な心のうち、私が生きているあいだに、父の指示 (*praecepta*) と私の望みを実行にうつすことに心

血を費やした。すなわち、私のために、そしてすでに書き記した私の全ての近親者のために、背負っている罪について偉大なる審判者から恩恵を得られるように」

ここでもまたウイクトルが寄進の発起人となっていたことが明らかとなる。それをうけてテッロが寄進をおこなったのだと理解できよう。

こうしてふたつのテキストの存在は、シュトライヒャーの想定以上に明らかとなった。ここで文脈を整理するならば次のようになるであろう。すなわち、ウイクトルは自らの死に際して寄進をおこなおうとしたが、何らかの事情でそれを果せぬままこの世を去った。テッロは、亡き父の意向を受け継ぎ寄進を遂行したのである、と。⁽²⁴⁾

しかしこの推論を念頭に置かならば、寄進文書の内容は実に不可解である。ウイクトルが成しえなかった寄進を、なにゆえテッロは自らの死を待つて実行しようとしたのか。ウイクトルの死後、すぐさま父の遺言は果されるべきではなかったのか。現存する寄進文書をいくら読み解いても、かかる疑問に答えを見つけないことはできない。できない

いからこそミューラーは、七六五年の時点で単一のテキストが存在していたことを否定するのである。³⁵⁾

二元性説はシュトライヒャーの研究成果を基礎として、ミューラーによってより精緻にされた。ここでは寄進行為がウイクトルにまでさかのぼることが、重要な論点となる。

第二章 文言付加説

マルターラーは、一九四六年にテッロの寄進文書に関する論文を発表し、翌年にこの文書の解題を含めた『グラウビュンデン州の証書集』を公刊した。これらの研究によって、二元性説は批判にさらされ、新たな見解が提示されることになる。マルターラーの主張はおよそ次のようにまとめられる。すなわち、文言中に寄進者の存在が明示されるか否かで二元的構成を見出そうとする試みはあまりに表面的であり、ふたつのテキストを想定するための根拠は総じて不十分である。むしろ、七六五年に作成された単一のテキストの存在意義を重視すべきである。ただし、この単一のテキストは後代に文言が付加されている。³⁶⁾

ここでは詳述しないが、二元性説への批判は、他の同時

代史料との比較を踏まえたうえでなされており、説得力がある。とはいえマルターラーの主眼は二元性説への批判ではなく、新たな学説の提示にある。³⁷⁾ここでは、その主張が最も明確に示されているところを紹介してみよう。

寄進文書を通読して奇妙と思われるのは、寄進の享受者、すなわちディゼンティス修道院を示す表現が三通りあることである。それらは、教会の単数形、*ecclesia* と複数形、*ecclesiae*、および修道院を意味する *monasterium* である。例えばディスポシティオの冒頭においては、これらの表現が相互にさほどの間を置くことなく登場してくる。³⁸⁾

まず教会の記載方法についてであるが、全体を見通すと一応次のような傾向がみとめられる。すなわち、寄進行為を直接伝えるところや寄進物件の列挙のところでは単数形の *ecclesia* が用いられている。一方でそれ以外の部分例えばサンクティオでは複数形の *ecclesiae* が記される。しかしこうした違いは重要ではない。注目すべきはディスポシティオの冒頭の *tres ecclesiae* という表現である。マルターラーによれば、これは後代の文言付加を想定しなくては考えられない。これについては次のように説明される。まず *ecclesia sanctae Mariae seu sancti Martini seu*

sancti Petri」という文言からは三宇の教会を想定する必要はない。一宇の教会に複数の聖人が祀られていたことは、別段奇妙な事でもない⁽¹⁰⁾。だが“tres ecclesiae”は明らかに三宇の教会を指し示している。ここで考古学の発掘成果は重要である。それによれば、聖マルティヌス教会と聖ペトルス教会は八世紀中頃までにはすでに存在していたことが判明している。一方聖マリア教会は九・十世紀の起源である⁽¹¹⁾。すなわち、テッロの文書が作成された七六五年の時点では、二宇の教会しか存在しなかった。とすれば、三宇の教会を示す“tres ecclesiae”という表現は、七六五年のディゼンティスの状況を語ったものではないことになる。こうして“tres”および“ecclesiae”の複数形格の語尾は、聖マリア教会が建設されて以降、すなわち九・十世紀以降に付加された部分とみなされるのである⁽¹²⁾。

では“monasterium”の語が登場してくる理由はどこにあるのか。これについては次のように説明される。すなわちテッロが寄進をおこない、その結果として修道院は建設されたのである、と。それゆえに七六五年の時点では文書のなかに“monasterium”の語は登場するはずがない。よってこれも後の時代、とりわけ八〇六年以降の文言付加で

あった。

こうしてマルターラーは、七六五年にオリジナルの寄進文書が作成されたのち八〇六年以降に、そして九・十世紀以降にと二回にわたって文言の付加がなされたことを想定するのである。

なにゆえ八〇六年以降か。マルターラーによれば、“monasterium”を含む箇所的一切が八〇六年以降の文言付加によるものであった⁽¹³⁾。その多くは修道院への寄進物件の帰属を指示している。最も顕著な例は、従者への土地分配の箇所である。ここでは従者がそれぞれ地片や従属農民などを有していることが明記され(例 Lidorius tenet specium)⁽¹⁴⁾、か(“ipsum (ipsae) revertat(n)ur post obitum nostrum ad ipsum monasterium”)(分配された土地は)世の死後かの修道院に帰属されるべきである」と記される。土地の帰属が、一度従者たちに対して認められたにもかかわらず、最後に修道院に帰せられるとは一体どういうことなのか。なにゆえ従者の一人一人に対して、分配物件の修道院への帰属を逐一指示しなくてはならないのか。ここには何か作為的なものがひそんでいる。すなわち、是が非でも修道院への寄進を確認しようとする意図がうかがえるのである⁽¹⁵⁾。

ディスポシティオ末部の次の部分をみてみよう。

"Hoc stabilimentum proponimus et quidquid
immemores fulmus, aut in hac donatione
sanctorum non conscripsimus preter quartam,
quam reliquimus curti nostrae Flumini, de omnibus
rebus nostris absolutionem, uti conscripta est,
permanere."⁽⁴⁷⁾

「これを確認すべく余は公言する。すなわち、余が
忘れてしまったか、あるいはこの聖人たちへの寄
進のなかに含めなかったあらゆるものは、ただし
それは余がフルミンのクルティスに残しておいた
一部の土地を除いてのことだが、余の全ての土地
財産については完全に、寄進文書に記載された如
くに、維持されるであろう。」

ここで注目されるべきは、"quarta"の語である。この
語を含めた部分には、本来他の近親者の利益に供するた
めの条件が記されるはずである。けれども上記の箇所では
"quarta"に対する何らの保護もなされていない。む

しろここでは、記載しきれなかったあらゆる財産の寄進行
為、それ自体を強固に確認する態度がみてとれるのである。⁽⁴⁸⁾
さらにサンクティオのかたごの箇所をみてみよう。

"et contra hoc factum nostrum aut genitoris mei
quod ipse praecepit, ut ita fieret mandatum, ut
haec conscriptio proprietatis facultatum nostrarum
fieret, tam de compactione quam de proprietate
de quacunq; tractu vel conquistato ad nos nosse
pervenisse. Hoc stabilimentum redemptionis
peccatorum nostrorum statumus habere et
consortio sanctorum obfirmari"

(試訳は第一章を参照)

"Et quantum de peccatis nostris et parentum
nostrorum et fidelium nostrorum divina pietas
pro his clementer iusserit indulgere, horum
omnium peccata tota super ipsum veniant, et cum
diabolo et ministris eius damnationem accipiat
et a cunctorum catholicorum fidelium consortio

extraneus appareat. Insuper et in resurrectione
humani generis septem damnationes mortis
in stagno ignis super ipsum incumbant: prima
damnatio: a sanctis separatio: secunda: a facie
domini repulsio: tertia: in inferno demersio: quarta:
operas eius retributio: quinta: sine poenitentia,
quia nulla erit remissio: sexta: sine fine cruciatio:
septima: omnium poenarum non erit finitio.⁽⁴⁷⁾

「そして、温かくも神の恩恵がこの（寄進の）ために、
余と余の近親者、そして余の従者たちのいかに多
くの罪をお許しになるように命ぜられたことか。
これらの全ての罪はこちらに来るように。そして
悪魔とその下僕とともに嚴罰を受けるべし。全て
の信仰深きキリスト教徒から排除されるべし。こ
れに加えて人類の蘇生において、七つの死の審判
は、火の泥沼の内に罪人に課せられるべし。最初
の審判は、聖人から見離されることであり、二番
目は、主の恩恵からの追放、三番目は、地獄への
転落、四番目は、行為の報い、五番目は、悔悛な
しにいかなる赦免もありえないであろう、六番目

は、終わりのない拷問、七番目は、全ての罰に終
わりがないであろう。」

マルターラーによれば、これらの冗長な表現は通例のサ
ンクティオと比較しても異質なものであるという。⁽⁴⁸⁾ こうし
た文言もまた八〇六年以降に付加されたに違いない。

八〇六年は、カロリング王権によって司教領から一定の
領地が吸収され、そこに新たなクール伯が設置された年で
ある。⁽⁴⁹⁾ たしかにかかる収公は司教区に伯の領域を設定した
が、それは決して司教領の廃絶を意味するものではなかつ
た。司教領は収公後も確固として存在し続けた。このこと
を踏まえるならば、テッロがクール司教の立場でディゼン
ティスに寄進をおこなった以上、その寄進財産はかつての
司教領とはもはやみなされず、それゆえに国庫領に吸収さ
れる危険も生じてくるわけである。実際に、八三〇年ごろ
に作成された王国所領明細帳には、テッロの寄進物件が集
中する地域に国庫領が設けられている。⁽⁵⁰⁾ かかる政治的な背
景がゆえに、修道院への寄進行為はくり返し強調されたと
理解できよう。

さてマルターラーは二回目の文言付加を九・十世紀以降

と想定している。まずサンクティオの *“me vivente patris mei praecepta”*⁽⁵²⁾「私の生前に父の指示で」とアレングの *“quod per primum parentem nostrum datum est”*⁽⁵³⁾「余の最初の父に起因する(罪)」をみてみよう。前者は、ディゼンティスへの寄進の發起人がテッロの父ウイクトルであったことを示している。ここから、テッロがウイクトルの遺志を継いで寄進を遂行すべきことが暗示される。一方後者は、この文言の前の文脈から彼の父の罪業がほめかされておられ、これが寄進行為と深いかわりを持つていることが明かされる。かかるウイクトルの罪業を具体的に伝えていたのが、聖^テプラキドウス受難伝である。プラキドウスは、修道士シギスベルトとともにディゼンティス修道院の創始者として知られる人物である。八世紀初頭に、フランク人の遍歴修道士シギスベルトはディゼンティスの地に慎ましい僧房を建てた。このとき彼を支援したのが、この地域の富裕な土地所有者プラキドウスである。⁽⁵⁴⁾

両者によつて新たな修道士団体が作られることに危惧を感じたためであろうか、ウイクトルはプラキドウスを殺害してしまう。⁽⁵⁵⁾十三世紀初頭までに作成された聖^テプラキドウス受難伝はこの事情を、ウイクトルに対する嫌悪感とともに

に伝えていいる。⁽⁵⁷⁾ウイクトルへの敵意は、九世紀以降の作成となる、ザンクト・ガレン修道院の創始者聖ガルススの伝記からも確認される。⁽⁵⁸⁾九・十世紀に由来するプラキドウスとシギスベルトへの読誦と頌歌もまた、ウイクトルを暴君としてえがいている。⁽⁵⁹⁾

これらを踏まえたうえでマルターラーは、ウイクトルによるプラキドウス殺害の伝承が形成されるのは九・十世紀以降であり、ウイクトルの寄進の意向を記した部分も、この時代⁽⁶⁰⁾に書き加えられたのだと推論するのである。

このように文言付加説によるならば、ミューラーらが主張するような二元性、わけてもウイクトルのテキストの存在は否定されるのである。

第三章 その後の研究状況と問題点

二元性説と文言付加説は、その後の議論に大きな影響を与えた。一九四八年に論文を発表したバイヤーは、両方の説を折衷したような立論を展開している。まず文書の二元的特徴として、テッロの生前のテキスト *“cessio inter vivos”* があり、かつ彼の死後なされたはずの寄進

“donatio post obitum”のテキストがあるという。バイヤーレの説は、ミューラーの見解に新たな観点を導入したものと見えるだろう。ミューラーは、ウイクトルによる生前の、そしてテッコによる死後の寄進文書を想定した。しかし、たとえ後の時代にひとつのテキストに編集されたのだと解釈しても、ウイクトルによる生前の寄進が、なにゆえテッコの死を待つて実行されなくてはならなかったのか。かかる問題は残るのである。バイヤーレはこの問題にひとつの答えを提示したといえよう。ウイクトルが寄進を実行できなかった場合でも、それは相続財産としてテッコに受け継がれ、テッコによる寄進として文書に記されるはずである。バイヤーレはこのように考え、テッコによるふたつのテキストの存在を指摘するのである。これらは後代にひとつの文書に編集され、さらに文言の付加が二回にわたってなされたとい⁶¹う。

しかしながら、二大学説をともに受け継いだからといって、テッコの寄進文書をめぐる議論に終止符が打たれたわけではない。少なくとも一九八〇年代にいたるまでミューラーは二元性説を保持し、後代の文言付加の可能性をやはり否定している。マルターラーもまた一九六八年に発表し

た研究で自説を固持している⁶²。マルターラーはウイクトルの存在が寄進文書に記されるようになるのは、九・十世紀以降の伝承によるものだとしたが、これに対してミューラーは反論し、根拠とされる“primus parens”はウイクトルを示すのではなく人類の原罪を最初に背負ったアダムであると断言したのである⁶³。さらに、七六五年には三宇の教会が存在しえなかったとする論拠に対しては、新たな発掘成果に基づいて、この時期にはやはり三宇の教会は存在していたと主張した⁶⁴。こうした議論のなかで、ミューラーの見解はクラヴァデツチャーによつても支持されている⁶⁵。かかる研究状況を一瞥するならば、説得力の点で、二元性説が文言付加説やバイヤーレの折衷説を上回りつつ推移しているといふべきだろうか。とはいえいまだ通説的見解は生まれていないのが実情である。

ここでそれぞれの説に対して、いくつか問題点を指摘しておきたい。マルターラーは、修道院への寄進がくり返し強調されることはいかにも作作的であり、その背景には八〇六年以降の政治状況があるとして、後代の文言付加を主張した。第二章で述べたが、その論拠のひとつとして、デイスボシテリオ中の従者たちへの土地分配の箇所があ

る。そこには十六名の従者のそれぞれに「(分配された土地は)世の死後かの修道院に帰属されるべきである」という文言が付されている。マルターラーはこの文言の全てを八〇六年以降に書き加えられたものだと考えた。これに關して次の一文をみてみよう。当該箇所冒頭には *Item definitimus de fidelibus nostris quibus quantum concessimus nobis viventibus et post obitum nostrum donamus* ⁽⁶⁶⁾「同じく余の従者たちについて、余の生前および死後、どれだけのものを彼らに与えたか、そして与えるのかについて決定しておく」とある。この部分については、マルターラーによれば、七六五年に書かれたオリジナルの文言である。しかしもしそうだとすると、上記の修道院への帰属を示す常套句は八〇六年以降の書き加えではありえない。八〇六年以降の付加だとすれば、件の冒頭文言の半分、すなわち死後の決定は意味をなさなくなる。よって、かかる文言が後代の書き加えではない以上は、マルターラーの説は不可解といわざるえない。文言付加説にとって支柱となる論拠であればなおさらのこと、こうした点は指摘されなくてはなるまい。

一方で二元性説についてであるが、この説に則るならば

寄進をおこなおうとするウイクトルの意向は如実に明らかとなる。ミューラーとバイヤーレは、ウイクトルのテキストを想定するか否かで意見を違えた。とはいえ両者ともウイクトルによる寄進の意図は認めるのである。だがここでマルターラーの見解を軽視するわけにはいかない。前述したように、マルターラーはウイクトルのテキストを想定してはいない。ミューラーらがウイクトルによる寄進の意志を読み取るのに対して、それが記されている箇所はマルターラーによつてことごとく後代の付加だとされている。たしかにミューラーが *primus parens* をアダムとみなしたことは、かかる文言が特有の修辭句を含むアレングに置かれている以上、十分に首肯しうるものではある。しかしだからといって、それだけではマルターラーの見解に根本的な部分で反論することにはならないように思われる。

こうした問題点を提示するとき、テツロの寄進文書をめぐる議論はやはり決着していかないのである。

おわりに

近年領主制の観点からテツロの寄進文書を扱ったグリュニンガーは、きわめて慎重になりつつもこの史料の有用性

を認めた。すなわち文書の原形を見定めたうえであれば、その史料の価値は十分あるとされる。⁽⁸⁾この寄進文書の史料的価値を知るうえで、二元性説と文言付加説によって展開されてきた議論はきわめて重要であろう。その記述内容がゆえに、何よりもまずクール司教区における所領支配を考察するための史料として、寄進文書の価値は見出されるのかもしれない。一方また別の可能性として、この文書それ自体は、当時の政治史などの文脈でも語られるのではないだろうか。とすれば、二元性説と文言付加説による議論は、これとの関連でも重要になるだろう。

マルターラーが主張するように寄進文書の起源をテッコに求めるとすれば、次のような政治史的な文脈で捉えることができるだろう。テッコが文書を作成した七六五年前後、クール司教区は政治変動の渦中にあった。ピピン三世が七五四年から七六六年にかけてランゴバルド遠征をおこない、最終的に七七四年にはカール大帝によってランゴバルドは征服された。こうした軍事遠征に伴い、クール司教区もまた甚大な影響を受けている。カール大帝は七七四年までに、テッコの属するウィクトル家門をクール司教ないし世俗職掌より遠ざけ、自らが信任する人物にこれらの要職

を与えた。さらにこの地域に対する保護特権をも付与している。⁽⁹⁾ウィクトル家門は、すでに六世紀からその存在が確かめられる有力貴族家門である。七世紀以降は、親族のいずれかがクール司教あるいはプラエセスを独占してきた。一人の人物による聖俗両役職の独占は、テッコによって達成されたようである。⁽¹⁰⁾こうした有力家門が、この時期に支配権を骨抜きにされた。問題は、テッコの寄進文書作成もこうした変動と関係があつたかどうかである。とりわけメロヴィング朝末期に顕現化する強力な司教支配は、初期カロリング王権、とりわけカール大帝にとつては、是が非でも排除されるべき脅威であつた。⁽¹¹⁾同じようにカールの予先がテッコに対しても向けられたとすれば、家門の所領を確保すべく方策が練られたとしても不思議ではあるまい。その一環としてテッコによるディゼンティスへの寄進があつたのではないだろうか。

一方、二元性説を肯定するならば、寄進はテッコの父ウィクトルの時代からなされたことになる。とすれば前述の文脈で寄進行為を捉えることはできないであろう。ウィクトルの時代は、七六五年前後と比較して、著しい政治変動などは確かめられない。この時代、すなわちピピン三世の治

世期においては、司教支配に対する抑圧はさほどのものではなかった。例えば地理的にクールからは離れているが、トリニア司教区においては、ピピン三世の時代には司教権力への本格的な干渉はおこなわれていない¹²⁾。もしトリニアの場合と同じであるならば、ウィクトルが寄進をおこなおうとした動機は、前述したものと異なるに違いない。すでに述べたように聖ブラキドウス受難伝は、ウィクトルがブラキドウスを殺害したことを伝えている。この事件の原形となるような出来事は実際にあったのかもしれない。そして、それが結果的に寄進の動機に結びついたのであるかもしれない。もちろん推論の域を出ないのではあるが。

【註】

(1) 最も古い写本は二六二八年に作成され、現在ザンクト・ガレン修道院付公文書館に所蔵されているプフェファア写本二六番である。次に古いのが、一六八四年に作成されたパリ国立図書館所蔵のラテン語写本一三七九〇番である。最後に十八世紀初頭の作成とされるウィーン国立公文書館所蔵の写本三八三/三番がある。I. Müller, "Die Schenkung des Bischofs Tello an das Kloster Disentis im Jahre 765". *Jahresbericht der Historisch-Antiquarischen Gesellschaft Graubünden* 69(1939), S. 16-18.

(2) オリジナル文書と三つの写本の間には少なくとももうひとつの写本がある。これが現在研究者の一致した見解である。その根拠としていくつか挙げておこう。マビヨンはテッコのテキストを自らの著作 *Annales Ordinis S. Benedicti* (一七〇四年) に所収した。このとき彼は三つの写本のうちパリ写本を確認している。そしてこのパリ写本を、当時ディゼンティス修道院にあった最初の写本 "primarius exemplar" より転写されたものだとみなした。もしそれがオリジナルである場合、マビヨンは "ex authentico" と記すはずである。アイヒホルンもまたディゼンティスの写本を参照したうえで、著作 *Episcopatus Curvensis* (一七九七年) を公刊している。このとき彼は、もしオリジナルであれば "ex autographo" と記すはずだが、この写本に対しては "exemplar" と記している。現在この写本は残存

していない。十九世紀初頭の証言によれば、この写本は一七九九年にフランス軍が侵攻してきた際に焼き払われたとされる。ただし“exemplar”は一点だけとは限りない。なぜなら三つの現存写本は相互に同一ではなからずである。例えばプフェファー写本およびウィーン写本にはインフォカティオの部分において“IN NOMINAE SANCTAE TRINITATIS AMEN”と記されている。一方でパリ写本では“AMEN”が追加されている。こうした相違が十七・十八世紀の写本作成者の意図にたもたれているなら、*“exemplar”*が一点だけとは考えられなからざるべし。三つの写本間でみられる相違は“Amén”だけではない。例えば“e-caudata”と呼ばれる特殊な表記方法はパリ写本にのみみられる。I. Müller op. cit., S. 13-25.

(㉓) 二十世紀初頭オビトリッロの奇蹟文書は録書とられてきた。今日知られた見方は否定されている。考古学的な発掘成果が文書の記述と一致するなど、信憑性は十分に確かとされている。W. Meyer, Die Ausgrabung der Burgruine Schiedberg, in: *Burgenforschung in Grabünden, Berichte über die Forschungen auf den Burgstätten Fraastein und Schiedberg*, M.-L. Boscardin u. W. Meyer (Hrsg.), Olten/Freiburg i. Br., 1977, S. 51-175; また三語辞書に載せられたの著者コメントに文獻を参照P. Aebischer, “Éléments autochtones et étrangers dans la diplomatique et le lexique du testament de Tello”, *Zeitschrift für Schweizerische Geschichte* 27 (1947),

S. 174-210.

(㉔) F. Streicher, “Die Carta donationis sanctorum des Bischofs Tello von Chur”, *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung* 51 (1937), S. 1-23. 本邦のドナトーンがテキストの一部の箇所について二元性を指摘している。シントレトジャーの著者は明白にドナトールから来ている。C. Latour, “Bemerkungen zum Testament des Bischofs Tello”, *Bündner Monatsblatt* 1914, S. 217-231.

(㉕) *Bündner Urkundenbuch* I, E. Meyer-Marthalder/F. Perret (Hrsg.), Chur, 1947 (2冊 *BUB* 2巻目), S. 14, Z. 8-9.

(㉖) *Ibid.*, S. 14, Z. 10-11.

(㉗) “remisisci altissimi beneficia” (*BUB*, S. 14, Z. 2.), “immense pietate cupio remisisci” (*BUB*, S. 14, Z. 11); “casu fragilitatis” (*BUB*, S. 14, Z. 10), “humanae fragilitatis” (*BUB*, S. 14, Z. 11-12); “constructas esse scimus” (*BUB*, S. 14, Z. 20), “constructa sunt” (*BUB*, S. 14, Z. 21.), “monasterium regularium constructum esse scimus” (*BUB*, S. 14, Z. 22)

(㉘) Streicher, op. cit., S. 17.

(㉙) *BUB*, S. 14, Z. 18-S. 20, Z. 27.

(㉚) *Ibid.*, S. 15 Z. 14 - Z. 21: “Hoc est curtem meam in Secanio, imprimis salam cum solario subter carninata, desuper alias carninatas subter cellarium, coquina, stuba, circa curtem stabulum, tabulata, torbaces vel alia hospitalia vel cellaria et quiddud ad ipsam curtem pertinet, omnia ex integro. Item

- curtinum cum pomiferis suis. Item ortos et vineas subter
 curtem ex integro. Item in castro sala murcia, subter cellaria,
 torbaces in ipso castro quantum ad me legitime pertinet,
 omnia ex integro..."
- (11) *Ibid.*, S. 15, Z. 21 - S. 16, Z. 23.
- (12) *Ibid.*, S. 15, Z. 21.
- (13) *Ibid.*, S. 16, Z. 23 - S. 17, Z. 6: "Item de colonis de ipsa curte
 Secanio Artiscio, Gaudentius..."
- (14) *Ibid.*, S. 19, Z. 5 - Z. 19: "Item in Maille agri, prada, sola,
 orti cum pomiferis..."
- (15) *Ibid.*, S. 19, Z. 20 - S. 20, Z. 27: "Item definimus de
 fidelibus nostris..."
- (16) *Ibid.*, S. 19, Z. 13.
- (17) *Ibid.*, S. 19, Z. 21.
- (18) *Ibid.*, S. 17, Z. 19.
- (19) 例として「*Ibid.*, S. 19, Z. 27: "Item Gaudentius
 tenet agrum modiales quindectm"
 (20) 完全に最初のグループがウィクトルのテキストとどうわ
 けではな^らず。**Item in Salauo curtem meam cum tabulata,*
(BUB, S. 18, Z. 11) 例えは最初のグループ中のこの文だ
 が「*...イタリックで示される部分*」がウィクトルのテキス
 トと異^なる。
- (21) *Ibid.*, S. 21, Z. 19.
- (22) *Ibid.*, S. 22, Z. 15.
- (23) Streicher, op. cit., S. 18, "hoc factum nostrum" (*BUB*, S. 21, Z. 15),
 "contra factum istud" (*BUB*, S. 21, Z. 23-24.); "stabilimentum
 propontinus" (*BUB*, S. 20, Z. 28), "stabilimentum redemptionis"
(BUB, S. 21, Z. 18)
- (24) *BUB*, S. 22, Z. 21 - S. 23, Z. 5.
- (25) *Lex Romana Curienensis* (Die Rechtsquellen des Kantons
 Graubünden), E. Meyer-Marthaler (bearb.), IV, 4, Aarau,
 1959, S. 163: "Si cum in morte est homo et scribit aut
 dictauerit cartola testamenti, si V aut VII testes fuerint,
 valet testamentus"
- (26) Streicher, op. cit., S. 18-19.
- (27) Müller, op. cit., S. 45.
- (28) 両テキストにまたがって「クリアリスのプラエスタンティ
 スがおり、その一方には同名のプラエスタンティスの息子
 ウィクトルがいる」。シローラーによれば、このプラエスタ
 ンティスなる人物が同一であると^は限ら^なず。Müller, op.
 cit., S. 46.
- (29) Streicher, op. cit., S. 21.
- (30) Müller, op. cit., S. 52.
- (31) *BUB*, S. 15, Z. 11-13.
- (32) *Ibid.*, S. 21, Z. 15-18.
- (33) *Ibid.*, S. 21, Z. 18-22.
- (34) Müller, op.cit., S. 47.
- (35) Loc. cit.

- suis nominis uiolator. Noxios namque dimittebat, Innocentes
 opprimebat, Christii paupers affligebat.”
- (87) Vita S. Galli. Lib. II, c. 12, *Monumenta Germaniae Historica Scriptores* II, G. H. Perz(Hg.), Hannover, 1968, S. 23
 ; I. Müller, “Rätien im 8. Jahrhundert”, *Zeitschrift für Schweizerische Geschichte* 19(1939), S. 355f.
- (88) Müller, *Dieser Klostergeschichte* I, S. 254.
- (89) Meyer-Marthaler, op. cit., S. 180-181.
- (90) F. Beyerle, “Der Tollolex für Dissentis von 765. Eine textkritische Revision”, *Jahresbericht der Historisch-Antiquarischen Gesellschaft Graubünden* 75(1948), S. 8.
- (91) E. Meyer-Marthaler, *Römisches Recht in Rätien im frühen und hohen Mittelalter*(Schweizerische Zeitschrift für Geschichte, 13), Zürich, 1968, S. 149.
- (92) I. Müller, “Primus parens: ein sakraler Begriff in den mittelalterlichen Urkunden”, *Schweizerische Zeitschrift für Geschichte* 1(1951), S. 491-496.
- (93) I. Müller, “Die Frühzeit des Klosters Dissentis”, *Bündner Monatsblatt* 1986, S. 30-33.
- (94) O. Clavadetscher, Zur Führungsschicht im frühmittelalterlichen Rätien, in: id., *Rätien im Mittelalter. Verfassung, Verkehr, Recht, Notariat, (Ausgewählte Aufsätze: Festgabe zum 75. Geburtstag)*, U. Brunold/L. Deplazes(Hg.), Dissentis, 1994, S. 26.
- (95) *BUB*, S. 19, Z. 20-21.
- (96) *Loc. cit.*
- (97) S. Grüniger, *Grundherrschaft im frühmittelalterlichen Churrätien. Ländliche Herrschaftsformen, Personenverbände und Wirtschaftsstrukturen zwischen Forschungsmodellen und regionaler Quellenbasis*(Quellen und Forschungen zur Bündner Geschichte, Bd. 15), Chur, 2006, S. 159.
- (98) *BUB*, S. 23-24.
- (99) Kaiser, op. cit. S. 45-50.
- (100) R. Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königtum und Fürstentum. Studien zur bischöflichen Stadtherrschaft im westfränkisch-französischen Reich im frühen und hohen Mittelalter*(Pariser Historische Studien, Bd. 17), Bonn, 1981, S. 59.
- (101) 同教文脈を因解せしめる政策はカール大帝の時代になつてからなごなわれた。Die Urkunden Zwentibolds und Ludwigs des Kindes, Nr. 17, *Monumenta Germaniae Historica Diplomata*, Th. Schiæffer(Hg.), Berlin, 1960, S. 121.
- [付記] 寺山記生先生の「真福を祈るべしと云ふこと」は、たゞ受け取った字面に深く感觸の意を表した。